

工場等の操業にともない一定の機械・設備を設置する時は、労働安全衛生法に基づく「機械等の設置届」の提出が必要です！

クレーン、動力プレス、局所排気装置、放射線装置等、一定の機械・設備を設置する時は、工事開始の30日以上前までに労働基準監督署に労働安全衛生法第88条第1項に基づく「機械等設置届」の提出が必要です。

機械等の設置後に労働安全衛生法上の要件を満たしていないことが判明した場合、再設置、改修等が必要となる場合がありますので、工事開始前の段階で法律上の要件を満たすことを確認する必要があります。

工事開始前の段階で不明点がある場合や、提出の要領が分からぬ場合はご相談ください。

- 届出に必要な様式はこちら ▶▷ [様式集\(厚生労働省\)](#)
- 問い合せ先 橋本労働基準監督署 TEL 0736-32-1190